

# 「古物商許可証」を受け取ったら…

～古物商がやらなくてはいけないこと～



(古物営業法・同施行規則 抜粋)

静岡県警察本部  
生活安全部 生活保安課

## 1 古物営業法とは？（第1条）

盗品等の売買を防止し速やかに発見するため、古物営業について必要な規制を行うことで、窃盗やその他の犯罪の防止を図り、被害を迅速に回復することを目的とする法律。



## 2 遵守事項（主なもの）

### ① 営業（第6条、第8条第1項）

引き続き6か月以上営業していない場合、営業を廃止したときは、許可を取り消される。廃止したときは、速やかに返納する。

### ② 変更の届出（第7条）

申請内容に変更が生じた場合は、届出が必要。



#### < 届出を要する変更事項 >

- A 営業所の名称、所在地
- B 個人事業主の氏名、住所
- C 法人の名称、本店所在地
- D 法人代表者や役員の氏名、住所
- E 行商を「する」「しない」の別
- F 取り扱う古物の区分
- G 管理者の氏名、住所
- H インターネット利用取引の有無  
(使用する場合はそのURL)



変更の3日前までの届出

変更の日から14日以内  
登記にかかる内容は20日以内



許可証の書換が必要である場合 ⇒ 手数料1,500円

### ③ 許可証の携帯（第11条）

行商をするときは許可証を携帯しなければならない。  
従業員に行商をさせる場合は「行商従事者証」を携帯させなければならない。

※「行商従事者証」は、国家公安委員会規則で様式が定められている。  
紛失した場合は、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。

※ 再交付 手数料1,300円



### ④ 標識の掲示（第12条）

営業所ごとに、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

※「標識」は、国家公安委員会規則で様式が定められている。

標識の規格(国家公安委員会規則第11条 別記様式第13号)



材質：金属・プラスチック  
同程度以上の耐久性  
色：紺色地  
白文字

- 主たる古物の区分
- 個人事業主：氏名
- 法人：法人名称

- 美術品類 → 美術品商
- 衣類 → 衣類商
- 時計・宝飾品類 → 時計・宝飾品商
- 自動車 → 自動車商
- 自動二輪車及び原機付自転車 → オートバイ商
- 自転車類 → 自転車商
- 写真機類 → 写真機商
- 事務機器類 → 事務機器商
- 機械工具類 → 機械工具商
- 道具類 → 道具商
- 皮革・ゴム製品類 → 皮革・ゴム製品商
- 書籍 → 書籍商
- 金券類 → チケット商

ウェブサイトを有している場合は、氏名・名称、公安委員会の名称、許可証番号を表示しなければならない。但し、常時使用する従業員が5人以下の場合は、表示不要



⑤ 管理者の選任 (第13条)

営業所ごとに管理者を選任しなければならない。

⑥ 営業の制限 (第14条)

営業所、相手の住所や居所、予め届出した仮設店舗以外の場所で古物を買取ってはいけない。

※ 仮店舗は開設日から3日前までに開設場所を管轄する警察署に届出

⑦ 相手方の真偽確認 (第15条第1項)

古物の売買などをするときは、相手から身分証明書の提示を受け、住所・氏名・職業・年齢を確認しなければならない。 ※ 下記表に「×」が付されているものは確認不要



⑧ 不正品の申告 (第15条第3項)

取り引きした古物に不正品の疑いがある場合は、直ちに警察官に申告しなければならない。

⑨ 帳簿への記載義務 (第16条・第18条)

取り引きの都度、帳簿へ記載又はパソコンなどに記録し、最終の記載から3年間、営業所に備付け保存しなければならない。

※ 下記表に「×」が付されているものは記録不要。国家公安委員会規則で様式が定められている。

⑩ 品触れ (第19条)

盗品等の品触れを受けたら、受領日を記載し、6か月保管しなければならない。その古物を所持していたり、受け取った場合は、直ちに警察官に届け出なければならない。



<⑦相手方の真偽確認 ⑨帳簿等への記載義務>

義務あり:○ 義務なし:×

○ オートバイ(自動二輪車・原動機付自転車)

取引額	区分	買取時、相手方の真偽確認	帳簿の記載	
			買取	販売
1万円以上	オートバイ	○	○	○
	部品	○	○	○
1万円未満	オートバイ	○	○	○
	部品 (ねじ・ボルト・ナット・コード等 以外)	○	○	×
	部品 (ねじ・ボルト・ナット・コード等)	×	×	×

○ 自動車

取引額	区分	買取時、相手方の真偽確認	帳簿の記載	
			買取	販売
1万円以上	自動車 (その部品を含む)	○	○	○
1万円未満		×	×	×

《 相手方の確認 》

- 身分証明書
- 運転免許証
- マイナンバーカード 等

○ 美術品類、時計・宝飾品類

取引額	区分	買取時、相手方の真偽確認	帳簿の記載	
			買取	販売
1万円以上	美術品、時計、宝飾品類	○	○	○
1万円未満		×	×	×

《 帳簿への記載内容 》

- 取引年月日
- 品目
- 数量
- 古物の特徴
- 相手方
  - 法第15条第1項の規定による措置
  - ・ 氏名
  - ・ 住所
  - ・ 生年月日
  - ・ 職業

○ ゲームソフト、エアコン室外機、電気温水器ヒートポンプ、CD・DVD、電線、グレーチング(金属製)、書籍

取引額	区分	買取時、相手方の真偽確認	帳簿の記載	
			買取	販売
1万円以上	ゲームソフト、エアコン室外機、電気温水器ヒートポンプ、CD・DVD、電線、グレーチング (金属製)、書籍	○	○	×
1万円未満		○	○	×

○ 上記以外の古物

取引額	区分	買取時、相手方の真偽確認	帳簿の記載	
			買取	販売
1万円以上	上記以外	○	○	×
1万円未満		×	×	×

